

# あなたのそばに私たちがいます

073-422-4272 *We are at your side!* にお電話ください!

こんなお悩み、ございませんか？ 無料相談会、開催中！

- ・相続登記はいつまでにしなければならないの？ ・孫に土地を贈与したい。
- ・登記簿をみたら、古い抵当権が登記されたままになっていた。
- ・クレジット、サラ金などの借金問題
- ・会社を立ち上げたい。・ボランティア団体をNPO法人にしたい。
- ・訪問販売で契約させられた。契約を解除できない？
- ・親が認知症に… 財産管理はどうすればいいの？
- ・借地借家（家賃、敷金など）に関するトラブル などなど

司法書士総合相談センター・和歌山（司法書士会館）

073-422-4272

電話による受付時間：月～金 午前9時～午後5時、土 午後1時～午後4時

場所：和歌山市岡山丁24番地（下記地図参照）



原則として毎週土曜日午後1時から午後4時まで無料相談会を行っています。  
予約は不要ですが、休会日もございますので念のためお電話でご確認ください。  
英語での相談も可能です（要予約）。English available.Reservation required.

司法書士総合相談センター・田辺（田辺市民総合センター）

原則 毎月第1土曜日午後1時から午後4時まで

司法書士総合相談センター・橋本（橋本商工会館）

原則 毎月第2土曜日午後1時から午後4時まで（但し、平成24年6月は第1土曜日）

法務大臣認定司法書士は、簡易裁判所の事物管轄（140万円以下）の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。司法書士が扱えないご相談については、弁護士会等による相談会をご案内しています。

司法書士総合相談センター